3　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているかどうかを決定するための調査においては、当該調査を行う権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、数値化されたものを評価する。当該要因には、特に、当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、当該原産品の輸入の増加に係る国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を含める。

4　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定については、調査が当該原産品の輸入の増加と当該国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。当該決定を行うに当たり、当該原産品の輸入の増加以外の要因であって、当該国内産業に同時に損害を引き起こしているものを考慮に入れるものとする。

第五・五条　通報

1　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面により通報する。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条1に規定する調査を開始する場合

(b)　輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれを認定する場合

(c)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長することを決定する場合

2　1に規定する通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)に規定する場合における通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の予定期間並びに調査の開始の日付

(b)　1(b)及び(c)に規定する場合における通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び当該二国間セーフガード措置の予定適用期間

第五・六条　協議及び補償

1　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第五・四条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関して意見を交換し、及びこの条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

2　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の関税に関する譲許を行うことにより、貿易上の補償の適切な方法であって相互に合意するものを提供する。

3　両締約国が協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、自国の原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置の結果生ずる関税の増大分と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。関税に関する譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置がとられている期間に限り、関税に関する譲許の適用を停止することができる。

4　3の規定にかかわらず、3に規定する停止の権利については、二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月間においては行使してはならない。

第五・七条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、他方の締約国の原産品の輸入の増加が自国の国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第五・二条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、とろうとする暫定的な二国間セーフガード措置について、当該暫定的な二国間セーフガード措置をとる日までに、他方の締約国に対し書面により通報する。両締約国は、当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに協議を開始する。その通報には、危機的な事態の存在についての証拠、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号並びに当該暫定的な二国間セーフガード措置の正確な説明を含める。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第五・四条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第五・三条1に規定する適用期間に算入される。

4　第五・三条5の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税については、その後行われる第五・四条1に規定する調査により、暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第五・八条　雑則

第五・五条1及び前条2に規定する通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

第C節　世界向けのセーフガード措置

第五・九条　一般規定

1　この章のいかなる規定も、一方の締約国が千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

2　この節の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第五・十条　セーフガード措置の適用

締約国は、同一の産品について、次の措置を同時にとり、又は維持してはならない。

(a)　前節に規定する二国間セーフガード措置

(b)　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置

(c)　附属書二―A第三編第C節に定めるセーフガード措置

第D節　ダンピング防止措置及び相殺措置

第五・十一条　一般規定

1　両締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく権利及び義務を維持する。

2　この節の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

3　第三章の規定は、この協定に基づくダンピング防止措置及び相殺措置については、適用しない。